

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する
相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業
公募要綱

令和8年1月
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課

1. 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」(平成26年9月29日健感発0929第2号厚生労働省健康局健康課長通知)において、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県がヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）を選定することとされている。

また、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、令和4年度よりヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（以下「拠点病院整備事業」という。）を実施している。

本事業は、地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村及び医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的としている。令和4年度から、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の個別勧奨が再開されたこと等を踏まえ、引き続き、拠点病院整備事業により相談支援体制や医療体制の強化を図るため、拠点病院の公募を行うものである。

2. 事業内容

下表に示す地域ブロックごとに、厚生労働省において拠点病院を選定する。拠点病院は、ブロック内に属する医療機関、都道府県、市町村及び医師会等との連携体制を構築するとともに、厚生労働省や厚生労働行政推進調査事業研究班（以下「研究班」という。）とも密に連絡を取り、定期接種の実施等に關係する機関の中核として、下記の事業を行う。

（1）医療機関との連携体制の構築

ブロック内協力医療機関と連携し、研修会等を通じて、ブロック内における事例（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈して受診した患者に対する包括的な支援の実例等）や最新の知見（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関するエビデンスや研究班の取りまとめた研究データ等）を共有する等により、診療体制の強化を図るとともに、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内協力医療機関に対して確実に共有される体制を構築する。

協力医療機関以外のブロック内医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

（2）都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター（予防接種センターについては、予防接種センター機能推進事業実施要綱（平成12年7月19日健医発第1117号厚生省保健医療局長通知）を参照）等と連携し、ヒトパピローマウイ

ルス感染症の予防接種に関する情報やブロック内医療機関におけるヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療状況等に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

また、研修会や意見交換の場を設け、接種対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)に関する情報や、接種を希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供すること。

(3) 調査の実施

ブロック内医療機関におけるヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療状況を調査するとともに、HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。

※厚生労働省や研究班が行う関連する調査・研究について、厚生労働省や研究班の求めに応じたブロック内医療機関の調査結果の取りまとめも含む。

(4) その他

上記の他、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。

拠点病院整備事業における地域ブロック

ブロック名	都道府県						
北海道・東北	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
関東	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
甲信越	新潟県	山梨県	長野県				
北陸	富山県	石川県	福井県				
東海	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県			
近畿	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
中国・四国	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
	愛媛県	高知県					
九州・沖縄	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
	沖縄県						

3. 事業の実施期間と交付金額

本事業の実施期間は、採択通知日から令和9年3月31日までとする。また、交付金額は1拠点病院あたり原則15,000千円を上限とし、具体的には、提出された事業計画書や採択状況等を踏まえ、予算の範囲内で決定することとする。なお、補助対象経費は、本事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費（ただし、先の対象経費に限る。）となる。

4. 応募の条件

本事業の実施主体は、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成26年9月29日健感発0929第2号厚生労働省健康局健康課長通知）における協力医療機関であって、拠点病院として2に掲げる事業を実施可能な医療機関等である。現在、協力医療機関でない場合は、応募時に協力医療機関又は協力医療機関を有する大学等であれば、応募することができる。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 提出期間・方法

(2) の提出書類を、以下の提出先に郵送すること。

提出期間は、令和8年1月15日（木）～令和8年2月5日（木）（到着日）とする。簡易書留等、配達されたことが証明できる方法で、提出期間内に到着するよう余裕をもって投函すること。

○提出先

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課宛
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

(2) 提出書類

本事業に応募する医療機関等の代表者は、規定の様式に従って事業計画書を作成すること。なお、追加で資料を求める場合があることに留意すること。

6. 添付資料について

本事業については、添付資料も参照すること。

別添 HPV 相談支援体制・医療体制強化事業（概要）